

商品概要説明書

(通知貯金)

(平成23年4月1日現在)

1.商品名	・ 通知貯金
2.販売対象	・ 個人および法人
3.期間	・ 定めなし。ただし、7日間の据置期間が必要です。
4.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 50,000円以上 ・ 1円単位
5.払戻方法	・ 解約時に一括して払い戻します。ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6.利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 原則として毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 解約時に一括して支払います。 ・ 付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割で計算します。 ・ 個人の場合は20%(国税15%,地方税5%)の分離課税,法人の場合は総合課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7.手数料	-
8.付加できる特約事項	・ 個人の貯金はマルチ優の取扱いができません。 ・ 据置期間経過後の指定日に自動解約のうえ、指定口座に入金することができます。
9.中途解約時の取扱い	・ 据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10.貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息,要求払い,決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。</p> <p>新潟県弁護士会 (電話:025-222-3765)</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会</p> <p>また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。</p> <p>仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会</p>
12.その他参考となる事項	-

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

JAにいがた南蒲